

生活ささえあいネット利用の流れ
(協力店舗編)

協力店舗用
(地域通貨が使える店)

① 協力店舗登録

下の協力店舗簡易登録カードで事務局に、事前登録する。(協力店舗表示を事務局が交付)

② 地域通貨取扱い

サポーターが商品等サービス購入費の支払で地域通貨を使用した場合、100 菜を購入費100円で取り扱う。

③ 地域通貨の換金

当該店舗で使用された地域通貨は、事務局で100 菜を現金100円に換金する。



渥美半島☆観光大使
キャベゾウ

生活ささえあいネット地域通貨

- 地域通貨の単位は、「菜(さい)」
- 協力店舗では、100 菜を100円分の購入費として使用。(地域通貨使用分には、お釣りは出さない)
- 協力店舗は、事務局で地域通貨を換金することができます。(100 菜=現金100円)
- 偽造防止のため、コピー機で複写すると背景に「コピー」の文字が浮き出ます。



地域通貨「菜(さい)」

上の破線で切り取り、田原福祉センター内社協へ提出してください。

店舗(施設名)	
代表者氏名	
所在地	〒
電話 / FAX	電話 / FAX
営業時間等	時 分 ~ 時 分 (定休日)
業種 / 備考	/

生活ささえあいネット事務局田原市社会福祉協議会(電話 23-0610/FAX23-3970)

協力店舗簡易登録カード